

【追加】 世帯票

第180表 世帯人員数(15歳以上),
仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・同居児童の有無・年齢(5歳階級)・性別

(単位:千人)

平成28年

同居児童の有無 年齢階級	総数	仕事あり	(再掲)役員以外の雇用者												役員以外 の雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	パート	アルバイト	労働者派遣 事業所の 派遣社員	契約社員	嘱託	その他																
			一般常雇者	契約期間が 定めのない 雇用者	契約期間が 1年以上の 雇用者	1月以上 1年未満 の契約の 雇用者	日々又は 1月未満 の契約の 雇用者	会社・社 会等 役員	自営業主	雇人あり	雇人なし	家族従業員	内職	その他										仕事なし															
総数																																							
15~19歳																																							
20~24																																							
25~29																																							
30~34																																							
35~39																																							
40~44																																							
45~49																																							
50~54																																							
55~59																																							
60~64																																							
65~69																																							
70~74																																							
75~79																																							
80歳以上																																							
(再掲)65歳以上																																							
75歳以上																																							
同居児童あり (略)																																							
同居児童なし (略)																																							
男 (略)																																							
女 (略)																																							

注：1) 「総数」には仕事の有無不詳、「仕事あり」には勤めか自営か不詳、「役員以外の雇用者」には呼称不詳を含む。
2) 勤め先での呼称の「役員以外の雇用者」とは、一般常雇者、1月以上1年未満の雇用者、日々又は1月未満の契約雇用者をいう。

第242表 同居児童ありの女性の有業人員数、
勤めか自営かの別・勤め先での呼称・一日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別

(単位：千人) 平成28年

1日の平均 就業時間階級 末子の年齢階級	総数	仕事あり	(再掲)役員以外の雇用者																				
			一般常雇者		1月以上1 年未満の契 約の雇用者	日々又は1 月未満の契 約の雇用者	会社・団体 等の役員	自営業主		家族従業者	内職	その他	仕事なし	役員 以外の 雇用者	正 規 の 員 ・ 従 業 員	非 正 規 の 員 ・ 従 業 員	パート	アルバイト	労働者派 遣事業所 の 派遣社員	契約社員	嘱託	その他	
			契約期間の定 めの ない 雇 用 者	契約期間が1 年 以 上 の 雇 用 者				雇 用 者 あり	雇 用 者 なし														
総数																							
0歳																							
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7～8歳																							
9～11																							
12～14																							
15～17																							
4時間未満 (略)																							
4～6時間未満 (略)																							
6～8時間未満 (略)																							
8～10時間未満 (略)																							
10時間以上 (略)																							

注：1) 「総数」には、平均就業時間不詳の者を含まない。
 2) 「総数」には勤めか自営か不詳、「役員以外の雇用者」には呼称不詳を含む。
 3) 勤め先での呼称の「役員以外の雇用者」とは、一般常雇者、1月以上1年未満の契約の雇用者、日々又は1月未満の契約の雇用者をいう。